

別表様式第一労務資源調査簿記入心得

一、本調査簿は就職希望者、供出可能者に付夫々男女別に分ち各々を別冊とし整理するものとす。

(調査題目の中夫々該當事項以外の文字を抹消し就職希望者(男)、就職希望者(女)、供出可能者(男)、供出可能者(女)の四種の區別を明瞭にし置くこと)

尙本調査簿の用紙の大きさは國定規格B5判とする

こと)

二、給源種別欄には就職希望者及労務供出可能者を左記に依り夫々区分し記入すること尙記入に際しては夫々給源別(左記に依る)に例へば新規小學校卒業者は(イ)の如く記入すること

(イ) 新規小學校卒業者

本年三月に小學校を卒業し又は修了したる者の

中未就職者若は家事從事者に付記入すること

(ロ) 新規中等學校卒業者

本年三月に男女中等學校を卒業し又は修了したる者の中未就職者若は家事從事者に付記入すること

(ハ) 物資動員關係等離職者

因る事業の縮少又は廢止の爲に離職したる者又は離職の虞ある者に付記入すること

(ニ) 農村以外の未就業者(手助を含む)

都市に於ける未就業者或は家事從事者等に付記入すること

但し右に該當する者の内本年三月學校卒業者に付ては夫々(イ)(ロ)に記入すること

(ホ) 勞務節減可能なる業務よりの轉出者

軍需產業、生活必需品產業、運輸通事業等時局

産業(大體青少年雇入制限令第三條第二號に於て指定された産業)以外の諸産業の從事者にして時局産業に轉出可能なる者に付記入すること

(イ) 女子無業者

未婚の女子にして現在他に就職せず若は家事の手傳を爲し居るに止まる者等の中就職可能と認めらるる者に付記入すること

(ト) 農村未就業者(手助を含む)及農業從事者

農村未就業者、若は單に手助程度の仕事に從事するに止まる者等の中就職可能なる者、又は現に農業に從事し居るも各種の労力調整方法を講ずることに依り轉出可能なる者に付記入すること但し右に該當する者の中本年三月卒業したる兒童生徒に付ては夫々(イ)(ロ)に記入すること

(チ) 前各項の給源に該當せざるもの記入すること

と

三、年齢欄には數年を以て區分し記入すること

四、前職欄には前職のあるものは其の職業名を(數回

轉職せる者に付ては最終に從事せる職業に依る)前職なき者は「ナシ」と記入すること

五、學歷欄には最終學歷を記入し小卒、高小卒、中退、中卒等に區分し記入すること

六、就職希望地欄中の隣接地、遠隔地の區分は大體縣内、縣外の區分に依ること

七、異動頃末欄には本調査實施後に於て疾病、傷痍、

應召、入營、移植民、就職其の他の事由に依り供出

不可能と爲りたる者に付異動事由及當該異動事項を

生じたる年月日を記入し尙就職者に付ては當該者の番號欄に印を朱書し就職先、職業名、其の就職徑路を附記すること

(就職徑路は職業紹介所の紹介、營利職業紹介、緣故募集、新聞廣告、其他等に分類し記入すること)

昭和十四年十二月末現在の關東州 戶口統計

	全 戸 數	十二月末	前年末に比 し増減
總 人 口	一、三七三、五七六	(+) 八一三	
內、男	一、三六六、九三一	(+) 四七九五六	
內、内地人	一九〇、一〇七	(+) 二五、六四二	
朝鮮人	四、八二六	(+) 三三〇	
滿洲人	一、〇七六、九〇八	(+) 三八、二九五	
外國人	一、六八五	(-) 七八	
總 計	女百に付男	一三三一〇	
內地人	//	一一一・六	
朝鮮人	//	一一七・七	

又、民籍又は國籍別に男女人口の割合を見ると次の如くである。

滿洲人

外國人

一三七・二

女

一七九・三〇六九

(+)

三五〇・〇九〇

外國人

九八・二

九八・二

內、滿洲人

三七・五八一・八三三

(+)

六〇二・三七八

尚、同じく昭和十四年十二月末現在の大連、旅順兩市の人口は次の如くである。

大連市

人 口 女百に付男

五七二・一三三一

一七一・三

一三三・四

總 數

一六九・九五三

一三一・四

一三一・六

內、内地人

四、三五八

一三一・五

朝鮮人

三九六・三七一

一三一・五

滿洲人

一、五五〇

一三一・五

外國人

一、五五〇

一三一・五

旅順市

人 口 女百に付男

三三・一三五

一三八・九

一三八・九

總 數

一二・四九九

一三一・四

一三一・六

內、内地人

一四六

一三一・五

朝鮮人

一〇九・七

一三一・五

滿洲人

一六二・一

一三一・五

外國人

一四

一三一・五

昭和十四年十二月末現在滿洲帝國

戸口統計

滿洲帝國政府の發表による康徳六年(昭和十四年)十二月末現在の滿洲帝國戸口統計の中主要なる數字を掲げば次の如くで、總人口四千萬突破も近きを思はしめる。

全 戶 數	六、四四七・五九四	前年末に比 増減
總 人 口	三九、四五〇・〇二六	(+) 二三七・〇九六
內、 男	二一、五三〇・九五七	(+) 八三〇・三六六
	九一・五	(+) 四七〇・三六六

尙、康徳五年(昭和十三年)十二月末現在人口五萬以上上の滿洲帝國主要都市人口を掲ぐれば次の如くである。

滿洲帝國主要都市、市街地人口 (昭和十三年十二月末現在)

都邑名	總 人 口	內、日本 人 地 人	總 人 口 千人付	面 積	人 口 (2)
新京特別市	三七八・二四一	八二・一七	二一七・一	八三・三	六八一・一六〇
吉林市	一三一・一三三	一〇・九三五	一〇・九三五	一・八	九三・八六六
扶 餘	五五〇・〇一八	一五八	一五八	二・八	一〇・〇三五・〇〇〇
齊齊哈爾	九七・四五五	九・五六〇	九・五六〇	九八・一	一・八九三
佳木斯市	七六・八一三	五・八五三	七六・一	七六・一	四〇・八・〇〦〇
牡丹江市	一〇一・九六六	一四・九五一	一四・九五一	一四六・七	三八九・四三七
哈爾濱市	四六〇・二〇六	一一六・二三八	一一六・二	六一・四	一八八・一八五
雙 城	五二・五五三	一一〇	一一〇	三・八	一〇・一・一九五・〇〦〦
奉 天 市	八一〇・四五五	一〇〇・八〇一	一〇〇・八〇一	一・二四・四	九一・九七四
撫 順 市	三三・一四三五	二七・九三四	二七・九三四	一・二六・一	九六・一・九七四
本 溪 湖	七〇・八五三	四・六八八	四・六八八	六六・一	九六・一・九七四
遼 阳 市	九一・五五八	五・一七五	五・一七五	五・五・九	九六・一・九七四
鞍 山 市	一三七・一五四	三一・五四五	三一・五四五	一・三〇・〇	一〇・五六五・〇〦〦
鄭 家 屯	一五九・六六〇	五・五九九	五・五九九	三・五・一	六一・六・〇〦〦
四 平 街	五六・一一一	一九・七	一九・七	一・一・九・四	一・一・九・四・〇〦〦
錦 州 市	一〇六・一一〇	七〇・三五五	七〇・三五五	六・七〇四	四一六・〇〦〦

ボーランドの國家的崩壊と獨ソ協定による其の勢力範囲の決定後、獨逸は其の一部を獨逸領に編入すると共に行政區劃の變更を行つたが、之に先立ち既に獨逸本國へ編入されたる舊ダントヒ自由市と併せて獨逸は約一千萬の人口を加へ、ボヘニア及びモラビアの兩保護領を除く總人口は約九千萬に達するに到つた。獨逸統計局の公表による其の數字を掲ぐれば次の如くである。(Wirtschaft u. Statistik Nr. 12. 1940)

獨逸東部地方の新區劃別面積及人口

全 國(1)	內、獨逸領となれる 東部地方	內、舊ダントヒ自由 市	舊 波 蘭	占領中の波蘭領	面 積	人 口 (2)
六八一・一六〇	八九・六六〇・〇〦〦	九一・九七四	九一・九七四	一八八・一八五	一〇・一・一九五・〇〦〦	一〇・一・一九五・〇〦〦
九三・八六六	一〇・〇三五・〇〦〦	九一・九七四	九一・九七四	一・八九三	四〇・八・〇〦〦	四〇・八・〇〦〦
一〇・〇三五・〇〦〦	一・一・九・四	一・一・九・四	一・一・九・四	一・一・九・四	一・一・九・四	一・一・九・四
九一・九七四	九一・九七四	九一・九七四	九一・九七四	九一・九七四	九一・九七四	九一・九七四
九六・一・九七四	九六・一・九七四	九六・一・九七四	九六・一・九七四	九六・一・九七四	九六・一・九七四	九六・一・九七四
九六・一・九七四	九六・一・九七四	九六・一・九七四	九六・一・九七四	九六・一・九七四	九六・一・九七四	九六・一・九七四

(1)ボヘミヤ及モラビア(面積四八、九五九方呎、人口約七百萬)を除く。(2)メーメル地方を除く舊獨逸領は一九三九年五月一七日の國勢調査(速報定住人口)、メーメル地方は届出人口、舊ダントヒ自由市は一九二九年八月一八日の人口調査、舊ボーランドは一九三一年一二月九日の人口調査、オイベン、マルメチー及びモレスネーは一九三〇年一二月三一日の人口調査に依る。